

令和4年度 第12回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和5年3月14日（火）午後3時05分～午後4時01分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 岡 田 善 行
委員 石 橋 常 男
委員 村 田 年 宏
委員 上 村 恵 子

■ 欠席委員 委員 鈴 木 慶 一

■ 説明員 教育次長 竹 谷 正 則
学校教育課長 城 野 成 子
生涯学習課長 南 和 昇

■ 事務局 教育次長 竹 谷 正 則
学校教育課課長代理兼指導主事
大久保 欣 浩
学校教育課主任 山 崎 進 吾
学校教育指導員兼社会教育指導員
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

日程1 議事録の承認

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 会期の決定

日程4 諸般の報告

日程5 議案第18号 令和5年度「連合の教育」の重点について

日程6 議案第19号 相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営
委員会規則の一部を改正する規則

日程7 その他

■ 議 事

岡田教育長

ただ今から、令和4年度第12回定例教育委員会を開会します。

鈴木委員から欠席の届が出ています。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。

第11回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問があれば、お受けしたいと思います。質問等のある方は挙手願います。

(各委員より「なし」の声あり)

岡田教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。

本日の議事録署名委員は、石橋委員にお願いします。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例教育委員会の会期は、本日、1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

岡田教育長

異議なしということですので、本定例教育委員会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

会議資料(1)をご覧ください。

諸般の報告「1番、一般教職員の人事異動の内示について」を議題とし、「会議の非公開」についてお諮りします。

相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は、公開とする」と定められていますが、同項ただし書きに公開の例外として「賞罰・人事に関すること」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められています。本件は、人事に関することですので、会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

岡田教育長

ご異議がないようですので、諸般の報告「1番、一般教職員の人事異動の内示について」は、ただ今から非公開とします。1番は、教育次長から報告します。

諸般の報告、1番、一般教職員の人事異動の内示について（非公開）
次、2番と3番も、教育次長から報告します。

竹谷教育次長

報告の2番、令和5年第1回相楽東部広域連合議会定例会についてです。去る3月6日に南山城村議会議場において開催されました。定例会では、一般質問、令和4年度一般会計補正予算、令和5年度一般会計当初予算、教育委員の任命等について審議され、いずれも承認されました。教育委員の任命についてですが、教育委員の任期は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条において、4年と定められています。村田教育委員におかれましては、平成31年4月から教育委員に就いていただいております、今月末を以って4年間の任期が満了となります。後任につきましては、村田教育委員を再任することで、全会一致で承認されました。引き続き、お世話になることとなりましたので、よろしくお願い致します。また、一般質問には3人の方が立たれ、そのうち教育委員会に関する質問については、正・副連合長並びに岡田教育長が答弁されました。資料に一般質問書及び答弁書を添付しております。和東町の畑議員からは、岡田教育長が就任され、1年が経過する中、連合の利点や課題は何か、5年度予算において教育長の施策を予算化しているものは何か、和東小学校区の通学経路の見直し等について問われ、教育長からは、連合教育委員会の利点として、2町1村という連合であることにより、管内学校の連携がスムーズであり、中身の濃い取組が行え、少人数による教育の良さを追求できる旨、答弁されました。続いて、笠置町の坂本議員からは、5年度予算に計上している授業改善アドバイザーに関し、導入の狙いや教員の現状等について質問され、教育長から狙いとしては、新学習指導要領において示されているアクティブラーニング型の授業を実践するにあたり、教員のスキルを向上させるためである旨、答弁されました。詳細は、一般質問書並びに教育長の答弁書をご覧くださいませようよろしくお願い致します。以上が報告の2です。

報告の3番、令和5年4月3日の教育長、教育委員のスケジュール（案）についてです。当日は、午前9時30分から相楽東部広域連合の辞令交付式が、この和東町体験交流センターのホールで執り行われる予定となっています。ここでは、先ほど申し上げました連合議会において再任命されました村田教育委員にご出席いただき、辞令を受けていただくこととなります。また、構成町村からの派遣職員に異動があった場合も、辞令書が渡されることとなります。この後、教育委員会事務局職員の辞令交付式を執り行いますので、教育委員の皆さま全員のご臨席を賜りますようお願い致します。この事務局職員の辞令交付式終了後、午前9時50分から、令和5年度第1回教育委員会会議を会議室で開催致します。この会議の途中になりますが、午前10時30分から令和5年度京都府教職員離任式をホールで執り行いますので、教育委員の皆さまにご臨席いただきますようお願い致します。離任式終了後、教育委員会会議を再開します。そして、午後2時から令和5年度京都府教職員着任式をホールで執り行いますので、教育委員の皆さまのご臨席をお願い致します。以上が4月3日、月曜日のタイムスケジュールとなります。以上です。

岡田教育長

ただ今の報告について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手願います。

特に、ご質問がないようですので、次、4番と5番は、学校教育課長から報告します。

城野学校教育課長

報告の4番、連合管内小中学校における新型コロナウイルス感染状況についてです。前回、ご報告させていただいてから3月8日までにあった事象を報告します。下段になります。児童生徒です。2月の濃厚接触者6名、陽性者5名、3月は、濃厚接触者、陽性者ともに0名です。教職員です。下段になります。2月の濃厚接触者1名、陽性者1名、3月は、濃厚接触者、陽性者ともに0名です。以上です。

報告の5番、令和5年度管内小中学校入学式の出席の割振りについてです。今年度の入学式の日程ですが、小学校は4月7日の金曜日、中学校は4月10日の月曜日に執り行われます。教育委員の皆様にもご出席いただきたいと思いますので、この後、割振りの協議をお願い致します。以上です。

岡田教育長

それでは、5番の入学式の出席者の割振りについて協議します。

(教育長、委員により「小学校、中学校入学式の出席の割振り」を協議する。)

岡田教育長

確認します。笠置小学校の告辞が村田委員、出席者が上村委員、和東小学校の告辞が石橋教育長職務代理者、南山城小学校の告辞が岡田です。中学校です。和東中学校の告辞が石橋教育長職務代理者、出席者が村田委員、笠置中学校の告辞が岡田、出席者が上村委員です。よろしく願います。なお、鈴木委員さんにつきましては、後日、確認していただきます。

4番、5番の報告で、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手願います。

特に、ご質問がないようです。諸般の報告は、以上です。

日程第5、「議案第18号、令和5年度「連合の教育」の重点について」を議題とします。会議資料(2)をご覧ください。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第18号、令和5年度「連合の教育」の重点について。上記の議案を提出する。令和5年3月14日提出。相楽東部広域連合教育委員会、教育長、岡田善行。提出の理由。令和5年度において重点的に取り組むべき教育課題について、その基本方針や基本理念、施策推進の視点等を示し、学校教育及び社会教育の指導者等の日々の教育活動や自己点検

に役立たせるために発行する標記冊子の承認を求めるものです。

岡田教育長

説明します。全部を説明すると長くなるので、昨年度版をベースにしていますので、それとの違いを赤色表示にしています。特に、最初のところが少し変更していますので、全面改訂と書いている理念のところと方針のところ、それから視点のところは、昨年度と変わっています。ここが新年度の重点であるというあたりを前面に出しました。要するに、この中の一つは、連合ならではの部分ですけれども、これまでずっと「ならではの」と言ってきたことの中に更にこれということについて、ふるさと教育の中の主体的に子どもたちがふるさとに貢献するということ、ふるさとを自分のこととして考えるというところでは、それと、教育は、人格の教育であるということを中心にしていますので、不易の部分部分が子どもたちの教育の土台となっています。具体的に言いますと、人権の尊重、それから平和とか真理、正義を愛するといったことが土台になっています。それと、子どもたちの仲間づくりです。このあたりが土台になっています。具体的に言いますと、アクティブラーニングという手法を取り入れて、流行の部分での教育を進めていくということを中心にしています。不易の部分を中心にしながら流行の部分を中心に積んでいくということです。特に、連合ならではのところの連携です。小規模であるということの特性を活かした連携を、その中に入れていくというあたりのことが全面改訂のところに出ています。後は、文言整理です。そういったところを変えているので、内容的にそう大きく変わっているところはないです。それともう一つは、これまで保育園の記載はなかったのですが、意識して、管轄外ではあるのですが、保育園を入れていきます。それとコロナです。コロナは、Withコロナという言い方をしておいたのですが、あまり大きく意識はしておりません。「ふるさと」や「郷土」と記述していた部分は、「ふるさと」で統一しています。社会教育の方ですが、社会教育の方も大きくは変えていないのですが、社会教育の中には、学校との連携を強く意識して、学校をフィールドとした社会教育というあたりを意識しています。そういった改訂になっています。社会教育の方は大きく変えていませんので、前年度を踏襲することが多いと思います。以上、概要説明となりますが、そういったあたりを意識して重点を作成しました。よろしくお願いいたします。

城野学校教育課長

私の方からは、学校教育に関しまして、説明させていただきます。7ページ、推進方策1から変更のあった点について、ご説明させていただきます。まず、①の赤字のところですが、「確かな学力」を「社会の変化に対応できる生きる力」に変えております。③ですが、昨年度は、管内統一の学力診断テストを活用し、状況に応じた指導と認知能力や非認知能力を分けておりましたが、一つにまとめましたので、④以降の番号が繰り上がっています。④には、アクティブラーニングを追加しています。⑫は、「新しい知識や技能の獲得への好奇心や意欲を高めるべく」を「学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりするなど、児童生徒が主体的に学習に取り組む中で、」に変えています。8ページをお願いしま

す。⑬は、「児童生徒の学習意欲を高める」を「児童生徒の学習意欲や興味・関心を高める取り組みを推進」に変えています。⑭は、「オンライン学習と対面指導のハイブリッド化、個別最適な学びや協働的な学びなど、児童生徒の多様な学びの保障」としておりましたが、「児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進する学びの保障」に変えています。⑮は、「郷土学習」を「ふるさと学習」に変えました。推進方策2の③は、新型コロナウイルス感染者、医療従事者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等、新たな人権問題への適切な対応」としていましたが、「コロナ禍で起こった新たな人権問題への適切な対応」に変えています。9ページをお願いします。⑧は、「充実」を「活用」に変えています。⑨は、「他人を思いやる心」を「ありのままの自分を受け入れ」に、また、「心を育てる道德教育を通して」を新たに入れました。⑩は、「構築すべく」を「構築のための」に変えています。(8)人格形成の基礎を培う幼児教育では、「基盤」を「基礎」に変えています。⑪は、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のためのカリキュラムの充実」を「保・小・中の合同研修を行い、幼児期から中学校卒業までの一貫した指導による認知能力と非認知能力の育成」に変えています。⑫は、「幼児と児童の効果的な交流の促進」を「遊びから学びへの育ちを重視し、」に変えています。10ページをお願いします。⑬は、「道德教育や人権教育の充実による「自他を大切にし、人を思いやる心」をはぐくむ取組の推進」を「人権教育による自分を大切にし、人も大切に作る態度の育成と道德教育による人を思いやる心をはぐくむ取組の推進」に変えています。11ページをお願いします。推進方策3の②は、「習慣づくりとそのための環境づくり」を「『連合ならではの部活動地域移行』による環境づくり」に変えています。12ページをお願いします。⑭の段階目標「(Ⅱ期…令和3、4年度)」を「(Ⅲ期…令和5年度)」に変えています。13ページをお願いします。推進方策5の⑬は、「土曜教育」の推進」を「各校の工夫改善」に変えています。14ページをお願いします。⑭は、「キャリア・パスポートの活用などを通して」を「自らの学びの足跡を振り返られるようにし、」に変えています。⑮は、「3町村図書室における更なる環境整備」を「クラウドを活用した学校図書館、町村図書室との連携を図り、」に変えています。推進方策6の(22)の「郷土」を「ふるさと」に変えています。①の「郷土」も「ふるさと」に変えています。②の「我がふるさとを誇りに思う」を「我がふるさとに貢献する」に変えています。15ページをお願いします。(24)の「郷土」を「ふるさと」に変えています。推進方策7の④は、「特色ある学校づくり、子どもや保護者にとって“魅力ある”学校づくりを進めるべく、「我が校の自慢」とする教育活動の一層の推進」を「子どもや保護者にとって“魅力ある”学校づくりを進め、子どもの変容が自慢できる教育活動の推進」に変えています。(26)に、「園」と「保小」を追加しています。⑥は、「コロナ禍の中でもICTを活用したりリモート学習を効果的に活用するなど、管内学校間の“つながり学習”の一層の充実」を「ICTを活用した“連合ならではの”取り組みを一層進め、管内学校間の“つながり学習”など魅力ある事業の充実」に変えています。⑦は、「各中学校区におけるふるさと学習、連携授業、出前講座、クラブ指導、情報交換など小・中一貫教育を念頭に入れた“連携”の一層の推進」を「各校・園が協働し、連合の子どもたちを包み込むように幼少期から一貫して育てるためのシステムの構築」に変えています。以上です。

南生涯学習課長

生涯学習課から説明させていただきます。令和5年度の連合教育の重点の社会教育の推進については、16ページからです。京都府教育委員会作成の『令和5年度社会教育を推進するために』を踏まえて作成致しました。今年度は、前回のように京都府の大幅な改訂等がありませんでしたので、社会教育については、小規模な改訂となっております。15年目を迎える広域連合として、平成21年4月にスタートし、変化の激しい今日の社会に対応した学校教育・社会教育として、教育の不易なものを大切に、社会の変化に積極的に対応する中で、自然・人・社会とつながり、ふるさとを愛する連合ならではの教育を進めさせていただきます。16ページから赤書きが変更の箇所です。はじめの4行を読み上げさせていただきます。社会がどのように変化しても、多様な人とのつながりを保ちながら持続可能な社会を創造していくことを目指し、誰もがいつでもどこでも生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会の実現」に向けた多様な取組を推進する。一番下の◎をご覧ください。昨年度は、「With コロナに適切に対応した連合ならではの事業の推進」とありましたが、今年度は、「社会の変化に対応した連合ならではの事業の推進」に変更させていただきました。次の17ページでは、令和5年度の努力点、ここも朱書きのところを読み上げさせていただきます。急激な社会の変化と相まって、少子化と高齢化が一層進み町の活性化が大きな課題である中、地域住民の主体的な参画による人がつながりお互いに認め合う関係がある地域づくりは、町の発展を進めるうえで欠かせない。よって、「人がつながる地域づくり」の推進は、人と人とのつながりや絆を強める生き生きとした地域コミュニティの形成、学びの成果を地域の活動の中で積極的に活かすことによる学びの場の広がりとともに、生涯学習社会を実現させ町の発展につながるものである。18ページ以降の生涯学習の振興、家庭の教育力の向上、地域の教育力の向上、子どもへの支援の充実、人権教育の推進についても文言整理や一部文言削除など、若干の改訂等をさせていただきます。以上、よろしくお願い致します。

岡田教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

ご質問がありませんので、これより採決します。

「議案第18号、令和5年度「連合の教育」の重点について」、承認される方は挙手をお願いします。

(「挙手全員」)

岡田教育長

挙手全員です。よって議案第18号は、承認されました。

日程第6、「議案第19号、相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則」を議題とします。

会議資料(3)をご覧ください。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第19号、相楽東部広域連立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。令和5年3月14日提出、相楽東部広域連立教育委員会、教育長、岡田善行。提出の理由。笠置小学校給食室の運営状況及び給食会計に関し、保護者等と協議や調査を行うための運営委員会を設置することができるよう、本規則を改正するものです。

城野学校教育課長

議案を説明します。この規則は、管内の和束町及び南山城村の両学校給食センターに係る運営委員会の組織等に関する事項を定めているものですが、この度、「提出の理由」にありますように、笠置小学校給食室に係る運営委員会を設置できるよう、必要な改正を行うものです。資料の「新旧対照表」をご覧ください。まず、題名を「相楽東部広域連立学校給食センター等に係る運営委員会規則」と改めるもので、笠置小学校給食室の運営委員会を追加することによって、「等」を加えるものです。第1条の目的には、「及び笠置小学校給食室」を加えております。第2条では、表の末尾に、施設の名称欄に「笠置小学校給食室」を、運営委員会の名称欄に「笠置小学校給食運営委員会」を加えております。第3条及び第9条の「給食センター」には、題名と同様に「等」を加えております。なお、この改正規定は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。このことにより、令和5年度から「笠置小学校給食運営委員会」を設置することができます。以上、よろしくお願い致します。

岡田教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

ご質問がありませんので、これより採決します。

「議案第19号、相楽東部広域連立学校給食センターに係る運営委員会規則の一部を改正する規則」について、承認される方は挙手をお願いします。

(「挙手全員」)

岡田教育長

挙手全員です。よって議案第19号は、承認されました。

日程第7、「その他」です。会議資料(1)の最後のページをご覧ください。

1の「諸報告(送付済)事項」の①から③までは、事前に配布しております。何か、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(各委員より「なし」の声あり)

岡田教育長

特に、ご質問がありませんので、2の「次期定例教育委員会の開催日程について」、事務局から報告してください。

竹谷教育次長

次期教育委員会開催日程案についてです。報告の3番と同じ内容になります。4月3日の月曜日に予定させていただきました。午前9時50分から始めさせていただきます。そして、その前の辞令交付式等がございますので、午前9時20分にお集まりいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

岡田教育長

今回の定例教育委員会は、令和5年4月3日の月曜日、午前9時50分からです。なお、参集時間は、午前9時20分です。よろしくお願い致します。以上で、本日の日程は、すべて終了しました。何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特に、ないようですので、これをもちまして、令和4年度第12回定例教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

〈午後4時01分閉会〉

— 了 —